

3 緑のまちづくりへの取組

(1) 緑のまちづくりを進めるための基本的な考え方

都市の緑を豊かにしていくためには、都市公園等の整備により緑を増やすこと、民間の開発に際して緑化を義務付け、誘導していくこと、残された貴重な緑への対策を強化することなど、様々な手法により総合的に取り組むことが重要です。

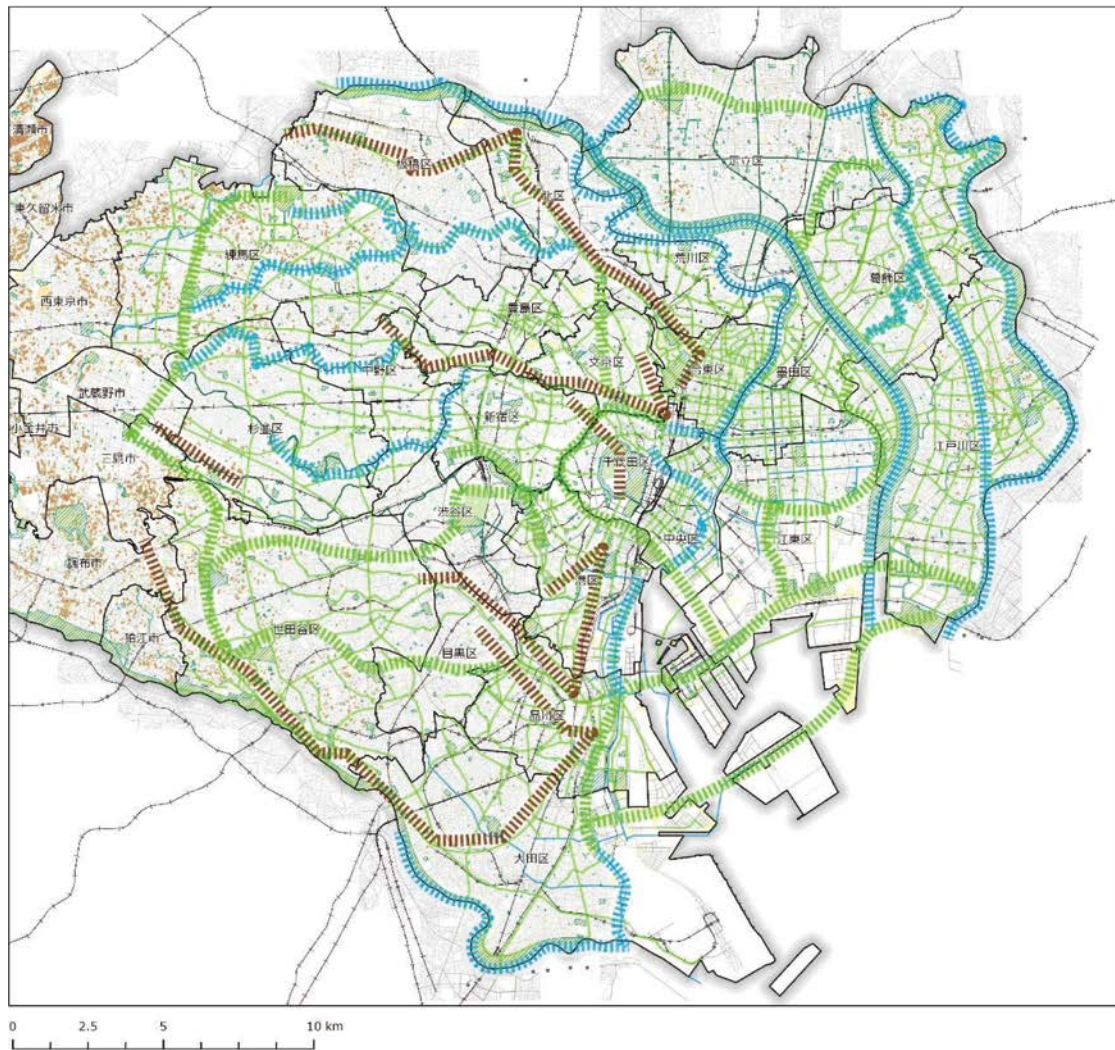
また、このように生み出される緑や守られる緑は、相互に密接な連携をしてこそ、地域に大きな効果をもたらすものであり、そもそも緑の少ない区域では、緑の施策を新たに検討していかなければなりません。

① まちづくりなどの機会をとらえた緑の創出とネットワーク化

丘陵地や崖線、屋敷林などのように、自然地形や長い歴史の中で育まれてきた緑以外にも、都心部では、都市開発諸制度等の活用などにより、緑やオープンスペースを創出する取組が充実してきています。こうした民間開発による緑化空間は、公園緑地や街路樹、水辺の緑などとの連携により、まとまりや連続性が生まれ、緑のネットワークを形成していきます。

この方針では、こうして形成される緑のネットワークを緑の骨格として捉え、今後、新たなまちづくり事業等が行われる際は、こうした緑のつながりをより一層充実させるよう、緑の配置や機能の効果的な誘導を進めていきます。

区部の緑のネットワークイメージ



凡例	
ネットワークタイプ	緑等の現況
緑	森林・樹林
河川	農地
崖線	公園・運動場等
各区「緑の基本計画」による軸	その他緑被地
緑と水の軸	生産緑地地区
水の軸	公園・緑地（都市計画決定区域）
緑の軸	

※崖線や河川などの地形に沿った緑と、緑の拠点となる公園や緑地を結んで形成される緑のネットワークのイメージです。

② 緑の量的な底上げと質の向上

都市開発諸制度等が適用されない地域や、建ぺい率の高い地域、木造住宅密集地域では、緑化等が進みにくい状況となっています。

緑が都市の基盤となり、緑あふれ季節を問わず快適に過ごすことができる都市空間を形成するために、緑化地域制度の導入や緑化率を定める地区計画などの活用を推進するなど、広く建物の建替えの機会を捉えた緑化を推進していきます。

また、都市緑地法の改正により民間による市民緑地の整備を促す制度が創設されたことや、生物多様性に配慮したまちづくりが求められていることなどから、それらを踏まえたより質の高い緑の創出を目指していきます。

(2) まちづくり事業による緑の創出

近年、都心を中心に都市開発諸制度等を適用した大規模建築物の建築や開発行為が行われ、公開空地等の緑の空間が年々増加しています。都では、「公開空地等のみどりづくり指針」を平成19年に策定し、これに基づき、大規模建築等を行う事業者は、公開空地等の価値の向上に資するため、都と協議し「みどりの計画書」を作成しています。「みどりの計画書」を都市計画決定や許可などの手続に先立って作成することで、事業者による質の高い緑空間の形成を誘導するとともに、周辺地域との緑の連続性や景観形成などに配慮した質の高い緑の創出に寄与しています。

平成19年から「みどりの計画書」が作成されたまちづくり事業において、194件の対象事業により、合計約47haの新たな緑が創出されました(令和元年11月時点)。

今後、本方針の計画期間である令和2年度から令和11年度まででは、現時点で計画されている156件の対象事業により、約35haの緑の創出が予定されており、これは更に増えていくと見込まれます。

(3) まとまった緑が創出されるまちづくり事業

本方針の計画期間に、まちづくり事業の中で新たに3,000㎡以上の緑を創出する見込みのものを抽出しています(令和元年11月現在、「みどりの計画書」が作成されたまちづくり事業で、令和11年度までに事業が完了する予定のもの(事業中で部分的にしゅん工しているものを含む。)を示しています。緑化面積は屋上緑化、壁面緑化などの建築物上緑化面積を含んでいます。)

◆まとまった緑が創出されるまちづくり事業

事業手法	所在地		新たに創出される緑化面積
都市再生特別地区	中央区	日本橋二丁目	約4,500㎡
再開発等促進区を定める地区計画	中央区	勝どき二丁目	約7,600㎡
再開発等促進区を定める地区計画	中央区	晴海五丁目	約38,600㎡
再開発等促進区を定める地区計画	中央区	晴海五丁目	約3,500㎡
都市再生特別地区	中央区	八重洲二丁目	約3,100㎡
再開発等促進区を定める地区計画	中央区	月島三丁目	約3,000㎡
都市再生特別地区	港区	海岸一丁目	約4,700㎡
都市再生特別地区	港区	虎ノ門二丁目	約7,100㎡
再開発等促進区を定める地区計画	港区	虎ノ門一丁目	約3,600㎡
都市再生特別地区	港区	虎ノ門一丁目、二丁目	約3,600㎡
都市再生特別地区 再開発等促進区を定める地区計画	港区	麻布台一丁目	約15,200㎡
再開発等促進区を定める地区計画	港区	芝浦三丁目、一丁目	約8,200㎡
都市再生特別地区	港区	浜松町二丁目	約8,700㎡
都市再生特別地区 再開発等促進区を定める地区計画	港区	港南一・二丁目、芝浦四丁目、高輪二・三丁目	約18,300㎡
市街地再開発事業 高度利用地区	港区	白金一丁目	約3,100㎡
市街地再開発事業 高度利用地区	港区	三田一丁目	約3,600㎡

事業手法	所在地		新たに創出される 緑化面積
再開発等促進区を定める地区計画	港区	三田三丁目	約4,400㎡
市街地再開発事業 高度利用地区	港区	西新橋一丁目	約3,200㎡
都市再生特別地区	港区	赤坂一丁目、二丁目	約5,400㎡
再開発等促進区を定める地区計画	新宿区	市ヶ谷加賀町一丁目	約21,300㎡
市街地再開発事業 高度利用地区	新宿区	西新宿五丁目	約4,700㎡
再開発等促進区を定める地区計画	新宿区	西新宿三丁目	約5,900㎡
再開発等促進区を定める地区計画	江東区	有明一丁目	約6,500㎡
再開発等促進区を定める地区計画	江東区	有明二丁目	約5,200㎡
再開発等促進区を定める地区計画	江東区	青海二丁目	約5,000㎡
再開発等促進区を定める地区計画	江東区	豊洲五丁目	約6,900㎡
再開発等促進区を定める地区計画	江東区	豊洲六丁目	約5,300㎡
再開発等促進区を定める地区計画	江東区	豊洲六丁目	約3,000㎡
総合設計	江東区	亀戸六丁目	約5,800㎡
再開発等促進区を定める地区計画	品川区	東五反田二丁目	約4,100㎡
都市再生特別地区	渋谷区	道玄坂一丁目	約5,300㎡
都市再生特別地区	渋谷区	桜丘町	約5,700㎡
再開発等促進区を定める地区計画	豊島区	南池袋二丁目	約3,200㎡
市街地再開発事業 高度利用地区	葛飾区	東金町一丁目	約5,000㎡